

家畜衛生情報



平成 28 年 12 月 4 日
 (通算第 281 号)
 問い合わせ先
 長野県庁園芸畜産課
 電話 026-235-7232

野鳥で鳥インフルエンザウイルス H5 亜型遺伝子検出！ ウイルスの侵入防止対策の再徹底をお願いします！

平成 28 年 12 月 3 日に環境省のマニュアルに基づく死亡野鳥等の調査において鳥インフルエンザウイルス H5 亜型遺伝子が検出されました。

すでに、県内にも鳥インフルエンザウイルスが広く侵入していることが考えられます。家きん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは極めて高い状況にあると考えられますので、これまで以上に緊張感を持ち、**飼養衛生管理基準の遵守** や **異常家きんの早期発見・通報**をお願いします。

今シーズンは新潟県、青森県の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生した他、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、兵庫県、鳥取県、鹿児島県において野鳥等で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

最新情報はこちら ○環境省ホームページ
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
 ○農林水産省ホームページ
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

確認状況

採取場所	安曇野市
検体の種類	コハクチョウ 1羽
経緯	・12月3日、コハクチョウが衰弱している旨の連絡。 ・松本地方事務所林務課がコハクチョウを確認し、松本家畜保健衛生所が遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型遺伝子を検出。

鳥インフルエンザに対する防疫対応へのお願い

近隣県の発生が清浄化するまでの間は、

家きん舎周囲等に消石灰（土壌改良用）※を散布してください。

※消毒効果のあるアルカリ度の高いものを使用してください。安全石灰は効きません。

- ★ 野鳥や小動物の家きん舎等への侵入防止
 (防鳥ネット等の確認、家きん舎周囲の清掃等)
- ★ 農場出入口等では車両、靴、持込む物等の消毒
- ★ 家きん舎へ入る際の履物と衣服の交換等を徹底
- ★ 外部からの人や車の出入り制限
- ★ 水道水または消毒した水の給与
- ★ 渡鳥の飛来地や韓国、台湾など発生国への不要不急の訪問は自粛



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232	【 異状の通報はこちらへ 】			